生徒指導根拠文書不存在非公開決定審査請求事案（番号25）

|  |  |
| --- | --- |
| 　審査会の結論 | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和２年７月１日 |
| 請求内容 | １．府立○○高校において、教員が生徒指導のために生徒の頭髪を切ることができる根拠。２．別添（省略）のとおり、はさみを見るだけで震える生徒がPTSDではないことがわかる根拠。 |
| 実施機関の決定 | 令和２年７月７日付け教高第1946号による不存在非公開決定。【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】本件請求文書は、作成していないため、管理していない。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和２年７月14日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書１．について、他人を傷害した場合には、刑法第204条の傷害罪が成立するにも関わらず、府立○○高校ではそのような生徒指導が実際に行われ、卒業生からの証言も得られているため、法の適用除外を受けることのできる根拠が存在するのは明らかである。 |
| 弁明書 | 　府教育委員会においては本件請求に係る行政文書を作成していないので、審査請求人が求める行政文書は存在しない。 |
| 反論書 | 「弁明の理由」について、傷害罪の適用除外である根拠も無いのに、生徒指導と称して生徒の頭髪を切ることはできないため、根拠があるのは当然である。よって、不当である。 |
| 判　断 | １　本件請求１について　　府立高校では、教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において、生活上の規律として校則等を定め、指導にあたっているところである。　　府立○○高校の校則では、頭髪の指導において、「高校生らしく清潔・自然にする。脱色・染色・パーマ・過度なツーブロック等は禁止する。」との考え方で指導を行っている。本件請求１は、「教員が生徒指導のために生徒の頭髪を切ることができる根拠」を求めるものであり、当該校則において、「本校の規則に違反、または、以下のような本校生徒としてふさわしくない行為（触法行為を含む）のあった者には、特別指導を行う。」との定めはあるも、「生徒の頭髪を切る」ことができることは示されておらず、頭髪を切ることができることを規定した法令もないと考えられ、他に頭髪に係る指導について定めた文書が存在しないことは不合理ではない。　　２　本件請求２について　　第五３（２）イのとおり判断する。３　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | ・令和２年７月１日　　 同年６月28日付け公開請求・同月７日　　　　 不存在非公開決定 |
| 経　過 | ・同月14日　　　　　　審査請求・同年８月４日　　　 弁明書・同年９月２日　　　　 反論書・同年11月５日　　 諮問 |